

3. 制度に関する日野市近辺の窓口

*日野市在住者向けです。他市にお住まいの方はご注意ください。

(1)医療費のことに困ったら

利用できる制度	内 容	窓 口
<p>自立支援 医療制度 (精神通院医療)</p>	<p>こころの病気で病院や診療所に通院する際、かかった医療費について、負担軽減を図る制度です。通院費だけでなく薬代、デイケア、訪問看護等も対象となります。</p> <p>保険診療では、医療費の3割が自己負担となりますが、この制度を併用した場合、原則1割に軽減されます。また、所得に応じて、負担軽減の割合が異なります。</p> <p>申請は健康保険証(写)や、様式が決まった診断書等を提出します。</p>	<p>日野市障害福祉課 援護係 042(514)8489</p>
<p>小児精神障害者 入院医療費 助成制度</p>	<p>18歳未満で精神科に入院を要する方が、保険で医療を受けたときの自己負担を公費で負担する制度です。(ただし、引続き治療を必要とする場合は、20歳まで延長可能です)</p>	
<p>高額 療養費支給 制度</p>	<p>国民健康保険または健康保険加入者で高額な医療費を支払った人に対して、所定の限度額(所得によって異なります)以上の自己負担部分が払い戻されます。</p>	<p><u>国民健康保険加入者</u> 日野市保険年金課 給付係 042(514)8276</p> <p><u>健康保険加入者</u> 各健康保険組合に 問い合わせください</p>

(2)手帳のこと

利用できる制度	内 容	窓 口
精神障害者 保健福祉 手帳	<p>精神障害を持つ方が一定の障害にあることを証明するものです。精神障害のため、長期にわたり日常生活や社会復帰に制約がある方が、申請する事により交付されます。</p> <p>等級が1～3級まであります。</p> <p>手帳をお持ちの方には、民営バスの運賃半額制度や施設等の入場料割引、バス運賃割引(半額)、携帯料金の割引等を受けられます。等級によって税金の減免措置もあります。</p>	<p>日野市障害福祉課 援護係 042(514)8489</p>



MIRAIRO ID(ミライロ id)

デジタル障害者手帳アプリです。障害者手帳の情報をアプリに登録することで、障害者手帳の提示をスマホの画面で行うことができます。お得な情報の配信や、施設の割引、障害者割引でのオンラインチケットの販売等、様々な情報発信をしています。



◎精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方の医療について

利用できる制度	内 容	窓 口
心身障害者 医療費助成 制度 (マル障)	<p>精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方に、医療保険の対象となる医療費、薬剤費等の一部を助成します。所得制限があります。生活保護の方は対象外となります。精神科通院は自立支援医療(精神通院医療)が優先です。</p>	<p>日野市障害福祉課 福祉係 042(514)8485</p>

(3)障害年金のこと

年金の種類	内 容	窓 口
障害基礎年金	<p>20歳前に初診日のある方が、年金法に定める障害程度1，2級の状態に該当すれば支給されます。</p> <p>国民年金加入中に初診日がある場合、年金法に定める障害程度1，2級の状態に該当し、かつ保険料の納付要件を満たしているとき支給されます。</p>	<p>日野市保険年金課 年金係 042(514)8289</p>
国民年金保険料の免除	<p>収入が少なく保険料を納めることが困難な時、申請により免除になります。</p>	
障害厚生年金	<p>厚生年金加入中に初診日がある場合、年金法に定める障害程度1～3級の状態に該当し、かつ保険料の納付要件を満たしているとき支給されます。</p>	<p>日本年金機構 立川年金事務所 042(523)0352</p>
障害共済年金	<p>共済年金加入中に初診日がある場合、年金法に定める障害程度1～3級の状態に該当し、かつ保険料の納付要件を満たしているとき支給されます。</p>	<p>各共済組合に お問い合わせ ください</p>
特別障害給付金	<p>国民年金任意未加入で障害を負った方で、対象期間中に初診があるという要件を満たしているときに支給されます。</p> <p>*注意：対象期間が限定</p>	<p>日野市保険年金課 年金係 042(514)8289</p>

(4)生活するお金に困ったら

利用できる制度	内 容	窓 口
生活保護制度	病気・ケガ等様々な理由により生活に困った時、最低限度の生活を保障する制度です。	日野市セーフティネット コールセンター 自立支援係 042(514)8574
生活福祉資金	生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、必要な資金の貸与を行います。貸付には、様々な使用用途、条件がありますので、まずはご相談ください。	日野市 社会福祉協議会 042(586)3063

(5)仕事のこと

利用できる制度	内 容	窓 口
東京障害者職業センター	就職のための相談、準備から就職後の不安、問題解決まで、一人一人に合った援助が受けられます。 *相談は予約制です	東京障害者職業センター 多摩支所 042(529)3341
ハローワーク 専門援助 第2部門 (障害者窓口)	障害について専門に知識を持つ担当者が仕事に関する情報を提供したり、就職に関する相談を行う等のきめ細かい支援体制のある窓口です。	ハローワーク 八王子 障害者窓口 (公共職業安定所) 042(648)8609
東京都障害者職業能力開発校	障害のある方を対象に、就職に向けた職業訓練を行う所です、専門知識や技術・技能の習得、コミュニケーションスキルやビジネスマナー等、就職に必要なスキルも修得できます。	

(6) 権利擁護や差別解消に関すること

利用できる制度	内 容	窓 口
<p>地域福祉 権利擁護事業 (日常生活自立支援事業)</p>	<p>判断能力に不安のある方の、福祉サービスの利用手続きや金銭管理を援助する事業です。</p>	<p>権利擁護センター日野 (地域福祉権利擁護事業) 042(594)7646</p>
<p>成年後見 制度</p>	<p>判断能力が十分でない方が日常生活を送るうえで必要となる契約や財産管理等を、本人の意思を尊重しながら本人に代わって行うことで支援する民法に定められた制度です。制度の概要や手続きの説明等の相談を行います。</p>	<p>日野市 障害福祉課援護係 042(514)8489 高齢福祉課在宅支援係 042(514)8496 権利擁護センター日野 (成年後見制度) 042(591)1561</p>
<p>障害者虐待防止法 に関すること</p>	<p>障害者の虐待に関する相談、通報に対応します。 65歳未満の方は障害福祉課、65歳以上は高齢福祉課が対応します。</p>	<p>日野市 障害福祉課援護係 042(514)8489 高齢福祉課 042(514)8496</p>
<p>障害者差別解消法 に関すること</p>	<p>障害者差別に関する相談、対応を行います。</p>	<p>日野市 障害福祉課 差別解消推進係 042(514)8991</p>
<p>ヘルプカード</p> 	<p>障害のある方が身に着け、緊急時や災害時等の困った際に、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするカードです。必要な個人情報と手助けして欲しい内容を記入し、活用します。</p>	<p>日野市 障害福祉課 福祉係 (514)8485 援護係 (514)8489 差別解消推進係 (514)8991</p>
<p>ヘルプマーク</p> 	<p>内部障害のある方、妊婦、こころの病のある方等、配慮を必要としている方が、そのことを周囲に知らせることができるマークです。</p>	<p>配布場所 多摩モノレール 高幡不動駅 中央大学・明星大学 他</p>

(7)高齢者サービスのこと

利用できる制度	内 容	窓 口
介護保険	65歳以上の方で介護または介護に関する支援が必要な場合に、在宅サービスや施設サービスを受けられます。	日野市介護保険課 介護保険係 042(514)8509 又は お住いの地域を 担当する地域包括 支援センター

(8)住まいの相談

利用できる制度	内 容	窓 口
あんしん 住まいる 日野 住宅相談室	民間賃貸住宅に入居できない等、住まい探しに困っている市民の方へ、市内 で安心して暮らせるように、相談員が 皆様の状況をお伺いし、民間賃貸住宅 や福祉サービス、行政支援の情報等を 提供します。	日野市 社会福祉協議会 050(3537)5765

(9)どこに相談したらよいか分からない悩み、問題

利用できる制度	内 容	窓 口
福祉の 総合相談 窓口	初期総合相談として、生活全般にわたる困り事についての相談に応じます。 どこに相談したらよいか分からない時には、まずこちらにご連絡を。	日野市セーフティネット コールセンター ・自立支援係 042(514)8574 ・みらいと 042(514)9855

(10)東京都の事業について

利用できる制度	内 容	窓 口
精神科夜間 休日救急	夜間休日に精神科の受療相談を受け、 必要に応じて受診可能な医療機関の ご紹介等を行います。 平 日：午後 5 時～午前 9 時まで 休日等：午前 9 時～ 翌日午前 9 時まで	保健医療 情報センター (ひまわり) 03(5272)0303
こころの夜間 電話相談 事業	こころの健康に関する相談に専門の 相談員が対応します。 月曜日から日曜日の毎日 午後 5 時～10 時まで 電話で相談を受けています。 受付は、午後 9 時 30 分まで	こころの夜間 電話相談 03(5155)5028

(11)その他の電話相談

利用できる制度	内 容	窓 口
さまざまな悩み 相談窓口	どんなひとの、どんな悩みにもよりそ って、一緒に解決する方法を探します。 民間の相談機関です。	よりそいホットライン 0120(279)338
東京 いのちの電話	抱えている思いを誰かに話す事で少し でも楽になれるよう、相談員が話を聞 いてくれます。相談は匿名で 24 時間 365 日行っています。 インターネット相談もあります。	東京 いのちの電話 03(3264)4343

4. 日野市民が相談できる支援団体・事業所一覧

各関係機関・支援団体の内容は、各参照ページをご覧ください。

名 称 等	参照 ページ	電話番号
日野市役所	35	042-585-1111 (代表)
東京都南多摩保健所	36	042-371-7661 (代表)
東京都立 多摩総合精神保健福祉センター	37	042-376-1111 (代表)
日野市社会福祉協議会 権利擁護センター日野	38	042-594-7646
日野精神障害者家族会 (日野いずみ会)	39	042-593-8625
地域生活支援センター ゆうき	40	042-591-6321
地域活動支援センター やまばと	41	042-582-3400
日野市障害者就労支援センター くらしごと	42	042-843-1806
日野市くらしの自立相談窓口 みらいとサテライトセンター	43	042-514-9855
高次脳機能障害者支援センター つくし	44	070-1316-8800
東京都多摩若年性認知症 総合支援センター	45	042-843-2198
エール (日野市発達・教育支援センター)	46	042-589-8877

☆東京都南多摩保健所

所在地 (最寄り駅)	〒206-0025 多摩市永山2-1-5 (京王相模原線、小田急多摩線) 永山駅より徒歩5分		
電話	042-371-7661	F A X	042-375-6697
サービス 内 容	<p>○精神保健にかかわる様々な相談を受けています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心の相談 ・思春期の相談 ・ひきこもりの相談 ・高齢者の相談 ・アルコール・薬物(依存症)の相談 <p>○相談受付時間 月曜日から金曜日 9:00~17:00</p> <p>※詳細は南多摩保健所のホームページをご覧ください。</p>		
メッセージ	<p>保健対策課地域保健担当にご連絡ください。</p> <p>お住まいの町名別ごとに、地区担当の保健師がいます。</p> <p>お気軽にご相談ください。</p> <p>事前のお電話をお待ちしています。</p>		



☆東京都立多摩総合精神保健福祉センター

所在地 (最寄り駅)	〒206-0036 多摩市中沢2-1-3 (京王線、小田急線、多摩モノレール) 多摩センター駅より徒歩15分 又は12番バス停より(バス)約5分「多摩南部地域病院」下車		
電話	042-376-1111(代表)	F A X	042-376-6885
サービス 内 容	<p>○こころの電話相談 電話：042-371-5560 月から金曜日 9:00～17:00 (祝休日・年末年始を除く) ・対人関係やこころの問題、不登校や引きこもり、家族への対応方法、専門機関を教えてください等のご相談をお受けしています。 ・面接相談・本人グループ(タマープ)・家族教室 アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症、思春期・青年期のこころの問題等、「こころの電話相談」でご相談後、必要に応じて個別の面接相談(予約制)を実施しています。</p> <p>○思春期・青年期デイケア、ショートケア 電話：042-373-7711 月から金曜日 9:00～17:00 (祝休日・年末年始を除く) ・集団活動の中で、生活リズムの改善や病状安定、就学や就労も含めた社会生活の充実を目指すプログラムを提供しています。なお、1年間のアフターケア期間があり、相談等に対応しています。 ・利用期間：原則1年6か月間、最長2年間です。 ・費用：医療費(初診料、再診料、デイケア・ショートケア等)が必要となります。 ・利用方法：デイケア施設見学(事前予約が必要) ⇒申し込み⇒ご利用に向けて面接⇒受入れ会議での利用承認</p>		
メッセージ	東京都の多摩地域を担当している精神保健福祉の専門機関です。主な業務は… ・こころの健康づくり ・こころの病を持つ方への支援 ・多摩地域の関係機関への支援等です。		

☆日野市社会福祉協議会 権利擁護センター日野

所在地 (最寄り駅)	〒191-0031 日野市高幡 1011 福祉支援センター2階 (京王線) 高幡不動駅より徒歩5分
電話	(地域福祉権利擁護事業) 042-594-7646 (成年後見制度) 042-591-1561
FAX	042-591-1573
サービス内容	<p>○判断能力に支障のある方の地域生活を支援するため、地域福祉権利擁護事業から成年後見制度の利用まで、一貫した相談・支援活動を行っています。</p> <p>・<u>地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）</u> 精神障害・知的障害・高齢等により判断能力に不安のある方の福祉サービスの利用手続き、日常金銭管理等を支援する事業です。「自分だけでは市役所に提出する書類の作成が難しい」「公共料金やサービス利用料の支払いがうまくできない」など金銭管理に不安がある方の支援を行います。 (※利用料がかかります)</p> <p>・<u>成年後見制度利用支援</u> 判断能力に支障があり、日常的に支援の必要な方や、その親族から、「財産管理を本人に代わってやってくれる人に任せたい」「施設入所やサービスの利用などの手続きが必要」等のご相談を受けて、成年後見制度の利用相談に応じています。</p>
メッセージ	<p>地域で自立生活をするためには、福祉サービスを適切に利用することが必要です。また、悪徳商法や各種の詐欺等に騙されて大切な財産を失わない為にも、地域福祉権利擁護事業・成年後見制度の活用をお勧めします。お気軽にご相談ください。</p> <div style="text-align: right;">  </div>

☆日野精神障害者家族会(日野いずみ会)

事務所	〒191-0012 日野市日野 1369-27 ひの市民活動支援センター内
電話	042-593-8625 (石橋)
サービス 内 容	<p>○<u>心の病を持つ人を抱える家族の集まりです。</u> 病気の理解と対応の仕方、悲しみ、不安、偏見等、 気兼ねなく話し、悩みを共有し、支えあう会です。</p> <p>○<u>こんなことをしています</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・月1～2回の会合、会報の発行 ・福祉施設の見学 ・講師を招いての勉強会 ・会員同士の交流 ・年1回の親睦会（バスハイク等） ・当事者の集まりを支援 ・福祉制度の改善や施設の増強等行政への働きかけ <p>○<u>会費</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族会員費 年4,800円 (中途入会の方は 月400円) <p>○<u>連絡窓口</u> 石橋信子</p>
メッセージ	<p>家族会は、家族自身のために必要です。一人では解決できない 難問を、家族同士で力を合わせて、考えていきたいと思えます。</p> <p>市民活動支援センターが主な活動場所になります。 都合により変更もあります。</p>

☆地域生活支援センターゆうき

所在地 (最寄り駅)	〒191-0031 日野市高幡 864-15 (京王線) 高幡不動駅より徒歩 10 分		
電話	042-591-6321	FAX	042-599-7203
サービス 内 容	<p>対 象：日野市在住で精神科通院を継続している方 開所日時：月曜日から金曜日 9：30～17：30 (原則として祝日・年末年始は除く、臨時休館あり)</p> <p>費 用：利用料無し。 *行事等の参加費は実費負担 内 容：以下のご相談ができます。</p> <p><u>○障害者相談支援事業</u> 病気や障害に関すること、生活に関すること、仕事に関すること、人間関係の悩みに関すること等、色々な困りごとのお話を伺います。必要に応じて、他の相談の窓口の紹介、サービスの利用等の支援を行います。 また、障害福祉サービスの利用をお考えの方には、サービスの活用のしかたや利用の目的等を一緒に考えます。 【特定相談支援事業・一般相談支援事業】 障害福祉サービスの利用や、地域移行・地域定着に関するサービス等利用計画の作成等</p> <p><u>○地域活動支援事業</u> 会員登録制による、居場所(オープンスペース)や地域生活を送る上での様々な活動や社会との交流等のプログラムを行っています。</p> <p><u>○その他</u> ボランティアの受け入れや関係機関との連携を図る協議会等を行っています。</p>		
メッセージ	<p>ご相談や見学については、必ず事前に 連絡をお願いします。 (相談・見学は完全予約制)</p>		

☆地域活動支援センターやまばと

所在地 (最寄り駅)	〒191-0065 日野市旭が丘 2-42-5 (JR 中央線)中央線豊田駅より八王子駅北口行き (京王バス)「首都大学東京入口」バス停 徒歩 3 分		
電話	042-582-3400	F A X	042-582-3302
サービス 内 容	<p>○<u>地域活動支援センター I 型基礎的事業</u> 職員のサポートや専門講師の指導で体操や創作活動を行っています。また、外出等を通じて社会との交流を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者：日野市在住で障害をお持ちの方 18 歳以上 64 歳以下の方 ・開所日時：月曜日から金曜日 9：00～17：00 (祝日・年末年始は除く) <li style="padding-left: 20px;">＜活動時間＞ 9：30～11：30 13：30～15：30 ・利用料：無料 但し、材料費等の実費負担、外出行事の参加費の徴収あり ・送迎サービス：通所が困難な方を対象に送迎を行います。 利用料片道 100 円 <p>○<u>地域活動支援センター I 型機能強化事業</u> 専門職(社会福祉士)がボランティア育成や障害に関する啓発活動、地域の関係機関との連携を図っています。</p> <p>○<u>障害者等相談支援事業・一般相談支援事業</u> 病気や障害に関すること、生活や仕事に関すること、人間関係の悩み等のお話を伺い、必要に応じて他の相談窓口の紹介、サービスの利用等の支援を行います。</p> <p>○<u>特定相談支援事業・障害児相談支援事業</u> 障害福祉サービス利用に当たっての計画作成・モニタリングや各種申請のお手伝いを行っています。</p>		
メッセージ	活動への参加ご希望の場合は見学・体験をお勧めします。相談も含め事前のご連絡をお願いします。 現在、障害児相談支援事業の新規受付は停止中		

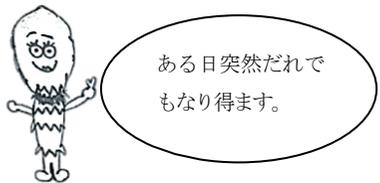
☆日野市障害者就労支援センターくらしごと

所在地 (最寄り駅)	〒191-0062 日野市多摩平 2-5-1 クヴァイ豊田多摩平の森サウスレジデンス1階 にこ・わーく内 (JR 中央線) 豊田駅北口より徒歩 5 分		
電 話	042-843-1806	F A X	042-584-1816
メール	kanto@cosmos.ocn.ne.jp		
サービス 内 容	<p>一般企業で働きたい障害のある方の就職相談をお受けします。 一般企業で働き続けたい障害のある方のご相談をお受けします。 ※職業をあつせんする場所ではありません。 ご希望の場合はハローワーク等へご相談ください。</p> <p>○<u>利用対象</u>：日野市在住で障害等ある方 障害者手帳の有無は問いません。 概ね 60 歳未満の方</p> <p>○<u>開所日時</u>：月曜日から土曜日（祝祭日除く） 9：00～19：00</p> <p>○<u>利用料金</u>：利用料は無料です。</p> <p>○<u>サービス内容</u>：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・状況の整理 必要な場合は、訓練等の情報を提供します。 ・就職活動のサポート 応募書類作成の助言や面接練習等もできます。 ・安心して働き続けるためのサポート 職場や日常生活に関する相談もできます。 		
メッセージ	ご相談の際は、事前に電話やメール、 FAX 等でご予約をお願いします。 通院中の方は、就職活動の前に主治医 の同意が必要です。主治医とご相談の 上でご連絡ください。		

☆日野市くらしの自立相談支援窓口みらいとサテライトセンター

所在地 (最寄り駅)	〒191-0062 日野市多摩平 3-5-21 (居宅介護支援事業所 かりん内) (JR 中央線) 豊田駅より徒歩 12 分 (京王バス) 市立病院入口バス停より徒歩 5 分		
電 話	042-514-9855	F A X	042-514-8688
サービス 内 容	<p>○<u>日野市に在住</u>（住民票の有無にかかわらず）の方であれば、年齢・性自認・国籍・職業や障がいの有無にかかわらずどなたでも、どんなご用件でも承ります。多いご相談は、「借金がかさんでしまって、公共料金の請求も来て、支払いきれない」「生活保護って、どうすれば受けられるの」「仕事（登校）する気になれない」「生きづらい」「家族が心配なんです」「家族と仲が悪くて困っている」等々。</p> <p>○<u>即応できるお話であれば、ふさわしいと思われる関係先のご紹介を行います。</u>ご相談の内容によってはすぐにおつなぎできるところが見つからないこともあります。その場合でも対応策を一緒に考えてまいります。また、関係先の皆様からのご相談も承ります。</p> <p>○<u>月曜日から金曜日</u> 8:30~17:30 (お休み:土曜日・日曜日・祝日、12/29~1/3)</p> <p>○<u>担当地域</u> 日野市内全域 (相談支援上の必要に応じ近隣地域にも出張可)</p> <p>○<u>相談支援にかかる費用</u> 無料</p> <p>○<u>ご希望に応じて</u>、ご自宅や関係先への訪問による面談も承っております。(要ご予約)</p>		
メッセージ	<p>面談でのご相談は、事前の予約をお願い致します。又、不在時は留守番電話対応になります。お名前・連絡先・ご用件を録音していただければ、折り返しの連絡を致します。宜しくお願い致します。</p>		

☆高次脳機能障害者支援センター・つくし

<p>所在地 (最寄り駅)</p>	<p>〒191-0062 日野市多摩平3丁目5-21 (JR 中央線) 豊田駅より徒歩 12分 (京王バス) 市立病院入り口バス停より徒歩 5分</p>		
<p>電話</p>	<p>070-1316-8800</p>	<p>F A X</p>	<p>042-514-8688</p>
<p>サービス 内 容</p>	<div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="flex: 1;">  </div> <div style="flex: 2;"> <p>受付時間：月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9：00～17：00</p> <p>対 象：日野市内にお住いの高次脳機能障害者やその疑いのある方、ご家族、支援者の方</p> <p>○「高次脳機能障害」とは 脳の病気や頭のけがから、脳が大きなダメージを受け、記憶力や判断力等の低下が起こることです。 「新しいことが覚えられない」「ミスが多発する」「感情や欲求のコントロールがむずかしくなる」等、症状・程度はひとりひとり異なります。</p> <p>生活や環境を整えながら、脳疲労に気を配り、自分らしい生活に向けてリハビリをしていくサポートをします。</p> </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="flex: 1;"> <p>「つくしくん & つくしちゃん」 キャラクターデザイン ERIKO</p> </div> <div style="flex: 1;">  </div> </div>		
<p>メッセージ</p>	<p>高次脳機能障害の症状は、人それぞれです。支援の仕方やサポートは「オーダーメイド」です。ご家族や支援者の休息・充電も必要です。ぜひ、つくしの相談をご活用ください。</p>		

☆東京都多摩若年性認知症総合支援センター

所在地 (最寄り駅)	〒191-0062 日野市多摩平 2-2-4 ニコール豊田ビル 4 階 (JR 中央線) 豊田駅より徒歩 2 分		
電話	042-843-2198	F A X	042-843-2199
サービス 内 容	<p>65 歳未満で発症する若年性認知症は、働き盛りで発症するため、本人の就労継続、家族の経済的問題、多重介護等、支援の窓口や制度が多岐にわたります。</p> <p>専門の若年性認知症支援コーディネーターがご本人やご家族からの多岐にわたる相談にワンストップで対応し、就労、社会保障、介護、障害等の情報提供、申請支援を行います。</p> <p>また、地域包括支援センターや医療機関等の専門機関からの相談については、相互に連携し支援を行います。</p> <p>○<u>主な支援内容</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療とのコーディネート ・社会保障（経済的な援助）のコーディネート ・就労支援のコーディネート ・サービスの受給に関するコーディネート ・金銭的に大切なもの・契約等に関するコーディネート <p>○<u>相談時間</u>：平日 9：00～17：00</p>		
メッセージ	<p>来所・訪問による相談は予約制です。 相談者様の状況によってはご自宅へのご訪問もできますので、事前にご相談ください。</p>		

☆エール(日野市発達・教育支援センター)

所在地 (最寄り駅)	〒191-0065 日野市旭が丘 2-42-8 (中央線) 豊田駅より徒歩 25 分 (1.7 km) (ミニバス)「市営長山団地西」「首都大学東京前」下車 (路線バス)「旭が丘中央公園」「首都大学東京入口」下車		
電話	042-589-8877	F A X	042-514-8740
サービス 内 容	<p>○「エール」ってどんなところ？ 0 歳から 18 歳までの発達面、行動面、学校生活面において支援を必要とする子ども、子どもの育ちについて不安がある保護者の総合的な相談・支援機関です。</p> <p>○いつ開館しているの？ 月曜日～金曜日 9:00～18:00</p> <p>○どんなことをしているの？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達と教育に関する相談 <ul style="list-style-type: none"> 心理相談 医療相談 就学・進学・転学・入級・入室相談 こどものこころ電話相談 ・専門指導 (有料) <ul style="list-style-type: none"> 言語聴覚士・作業療法士による指導 幼児・中高生・保護者を対象とした少人数でのグループトレーニング ・巡回相談 <ul style="list-style-type: none"> 心理士等が保育園・幼稚園・学童クラブ・小中学校に出向き、施設の職員や保護者の相談に対応 ・その他 <ul style="list-style-type: none"> 通園事業 (きぼう)、地域支援事業等を行っています。 		
メッセージ	<p>「エール」という愛称には、「支援が必要な子どもや保護者等へ『心を一つにして応援する』という意味が込められています。お子さまの育ちや発達について不安や心配がありましたら、お気軽にご相談ください。</p>		

体験者の方からひと言

～ 福祉の相談につながったきっかけと良かったこと ～

Aさん:地域の情報誌に、生活相談ができる福祉施設が紹介されていました。就労が困難になってから利用しはじめ、作業所等のリハビリや日常生活等を相談して見直すことで復職できることを知りました。

Bさん:家族が使っていた介護保険関係の職員から地域生活支援センターゆうきを紹介され、職員から障害者手帳や障害福祉サービスを知ることが出来ました。

Cさん:相談に繋がったきっかけは、他の患者さんのご家族から障害年金の事を聞き、ケースワーカー室に話を聞きに行ったことです。年金のことだけではなく、作業所のことも教えてくれ、利用する事になりました。相談で話を聞いてもらえると気持ちが楽になり、助言ももらえて助かります。

Dさん:家族が、作業所(地域生活支援センター)を探してくれました。病院よりも長く話を聞いていただけるける点、身内には話せないこと・ずっと心に押し込めていたことを話すことができた点がよかったです。



5. 障害福祉サービス等の活用のしかた

(1) 障害福祉サービスの種類

障害福祉サービスとは障害のある方の支援等について定めた法律である「障害者総合支援法」に基づいて提供されるサービスの事を指します。障害福祉サービスは日常生活や社会生活を営むために必要な訓練等の支援を提供する「訓練等給付」と、日常生活に必要な介護の支援を提供する「介護給付」の二種類が中心となります。他にも「自立支援医療制度」等があります。



訓練等 給付	居住支援系	自立生活援助 共同生活援助
	訓練・就労系	就労継続支援 A 型・B 型 就労移行支援 就労定着支援 自立訓練
介護 給付	訪問系	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援
	日中活動系	短期入所 療養介護 生活介護
	施設系	施設入所支援
地域生活 支援事業	相談支援事業 移動支援事業 理解促進事業 地域活動支援センター事業（基礎的、機能強化） 意思疎通支援事業 手話通訳 成年後見利用支援事業 日常生活用具支援事業 障害者虐待防止対策支援事業 他	

～精神障害を持つ人が利用できる主なサービスの内容を紹介～

〔訓練等給付〕

●就労継続支援A型・B型

就労の機会の提供や就労に必要な知識、能力の向上のために、訓練・支援を行うサービスになります。

- ・A型は、障害のある方が、雇用契約を結んだ上で支援がある職場で働くことができる福祉サービスです。障害や病気に理解のある職場スタッフがサポートし、最低賃金が支給されるため、安定的な就労が期待できます。ハローワークを通じて利用者を募集しています。
- ・B型は、年齢や体力等の面から、一般就労が困難な方を対象にした福祉サービスで、ご自身の障害や体調に合わせて短時間から働く事ができる事業所が多いです。

作業内容は軽作業が多く、工賃が支払われます。事業所と雇用契約を結ばないため、工賃は最低賃金を下回ることが多いですが、自分のペースで働くことができます。

●就労移行支援 【原則2年の期限有り】

一般企業への就労を目指す方に対して、働くための知識や能力を身に付ける職業訓練、職場探しや就職活動のサポートを行う福祉サービスです。また、就職した後も長く働けるように職場定着支援も行います。

●自立訓練（生活訓練） 【原則2年の期限有り】

障害のある人が、病院や施設での生活から地域での生活へと移るにあたり、日常生活で必要となるさまざまな能力の訓練や支援をおこなう福祉サービスです。

就労に向けた基礎能力を身につけることや、日常生活、自己管理、社会生活についての訓練や支援プログラムです。宿泊型の自立訓練もあります。

〈日野市内に（令和5年3月時点では）この事業所はありません。〉

久しぶりに仕事をするのでブランクが不安、試しに働くことや練習をしたい
職場の対人関係やコミュニケーションの練習をしたい
働くための心の準備が必要
生活リズムや仕事の感覚を取り戻すトレーニングをしたい
就職活動のサポートをお願いしたい 等

日中活動の場や就職等のご希望に応じて、相談します。
利用に際しては、見学や体験をした上で、検討していきましょう。

●共同生活援助（グループホーム）

障害のある方が日常生活や社会生活上の支援を受けながら共同生活を送るものです。利用者一人ひとりが各々にあった支援を受けながら、自立した暮らしを目指すことができる生活の場です。

また、グループホームには通過型と滞在型があります。通過型は、原則2年間（延長は最大1年間）で自立したひとり暮らしを目指します。滞在型は、期限はなくご本人のご希望と相談しながら、過ごすことができます。

ゆっくりと一人暮らしの準備をする場でもあり、食事の提供があったり、中には、職員が土日もいて、相談にのってくれる所もあります。
部屋もワンルームのアパートタイプやルームシェア、寮のような形と様々です。
また、グループホームには、住所を掲載していない場合もありますので、実際に利用を考える段階になってきたら、支援者と相談し、見学や体験をしていきましょう。

〔介護給付〕

●生活介護

障害のある方に、入浴や排泄、食事等の介助や、創作活動、生産活動等の機会を提供します。障害のある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう援助を行います。期間はありません。

●居宅介護（ホームヘルプサービス）

在宅生活や通院等の支援を行う訪問系の障害福祉サービスです。ご本人の自立した生活を目的にヘルパーと協働で家事等を行います。また、状況によって通院同行も行います。

調理や買い物、掃除や片付け、洗濯や衣類の整理整頓等、日常生活のなかでの困り事や苦手なこと、経験が少ないことにより、一人では難しい、手助けがあれば、という方に、ヘルパーさんが一緒に取り組みます。

その方の生活スタイルに合わせて、ゆっくりとしたペースで進めていきます。何に困っているのか、どんな生活を希望するのか、相談していきましょう。

●短期入所（ショートステイ）

障害のある方が、自宅生活を送る上で、介護者不在になった時や休養等の目的で利用できます。

また、一人暮らしの練習等にも利用することができます。1ヶ月の中で日数制限があります。



●相談支援

障害福祉サービスを利用するには、「サービス等利用計画・障害児支援利用計画」を作成します。

地域で生活していくときに、様々なサービス等を上手に活用するためのトータルプランとなります。

また、モニタリングとして、サービス等の利用状況を把握し、課題の有無の確認や必要時には連絡調整する等を行います。各事業所が個別支援計画を立てるときやサービスを提供する際に共通の目標を持つことができます。相談支援事業所に計画の作成を依頼し、今後の生活の希望やご自身の希望や目標を叶えるためにどうしていきたいのか、サービスの利用希望などを伝えていきましょう。

〔地域生活支援事業〕

●移動支援事業

余暇活動を支援します。例えば、電車やバスに一人で乗るには不安が強く遠くへ行くことが出来ない、道順に不安がある等の場合、ヘルパーが同行し外出への支援を行います。認定調査は不要です。

●地域活動支援センター

障害者が地域生活を送るための支援を行っています。利用者の意向を踏まえ、自立した日常生活、社会生活を送れるよう相談支援を行っている他、創作的活動、生産活動、交流等の事業や、医療・福祉及び地域との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等を行っています。

P40 地域生活支援センターゆうき

P41 地域活動支援センターやまばと をご参照ください。

(2)障害福祉サービスの費用

障害福祉サービスを利用した時、原則として費用の1割を利用者が負担することになっています。「利用者負担」といいます。

ただし、世帯の収入によって、自己負担の月ごとの上限額があり、所得に配慮した仕組みになっています。

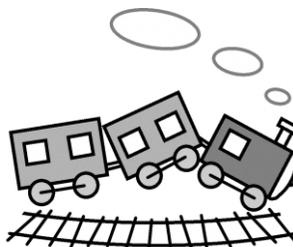
利用者負担の上限額は所得に応じて「一般1」「一般2」「低所得」「生活保護」の4つの区分に分かれます。

所得を判断する世帯の範囲は、18歳未満の障害児の場合には「保護者の属する住民基本台帳での世帯」です。18歳以上の障害者は「障害のある人とその配偶者」です。

上限額を超えた金額は行政が負担することになっているので、利用者が上限額を超える負担を支払う必要はありません。

また、食費、交通費、雑費等は別に負担が生じる場合があります。

区分	収入	月々の支払い上限額
生活保護世帯	生活保護世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯 (所得割16万円未満)	9,300円
一般2	市民税課税世帯 (所得割16万円以上)	37,200円



(3)障害福祉サービスの利用手続きについて

*障害福祉サービスは、障害者の心身の状況、社会活動や介護者・居住等の状況、サービスの利用意向、訓練・就労に関する評価等を把握したうえで支給決定を行います。

1 相談

市役所障害福祉課または相談支援事業所に相談します。

2 利用申請

利用したいサービスが決まったら、市役所障害福祉課にサービス利用の申請をします。申請書は日野市役所ホームページからダウンロードできます。

3 サービス等利用計画（案）の作成

障害福祉サービスの利用には「サービス等利用計画(案)」の提出が必要です。計画を作成する指定特定相談支援事業所に依頼するか、「セルフプラン」として、自ら作成する事も可能です。

4 障害支援区分認定調査等

心身の状況を総合的に判断するために、調査員による認定調査を受けます。

5 障害支援区分の認定

市審査会での総合的な判断を踏まえて障害支援区分の認定が行われます。

*訓練等給付、地域相談支援給付のみの利用では、原則行いません。

6 サービス等利用計画（案）の提出

指定特定相談支援事業所が作成、もしくはセルフプランで作成した「サービス等利用計画（案）」を市役所障害福祉課に提出します。

7 支給決定

障害支援区分やサービス利用意向聴取の結果や、サービス等利用計画(案)等を踏まえて、市役所障害福祉課がサービスの支給決定をします。

8 障害福祉サービス受給者証の発行

申請者の元に「障害福祉サービス受給者証」が郵送されます。

9 サービス等利用計画の作成

支給決定後、「サービス等利用計画」を作成し、市役所障害福祉課に提出します。

10 サービス利用

サービス提供事業所を選択し、利用に関する契約をします。

契約後、サービスの利用が開始します。

(4) サービス利用や利用目的の相談について

相談では、どんなことを話すのかな？

- 今の生活に対する希望や、今後どのような生活をしたいと思っているか、
等を確認します ●
 - ・自立したい ・将来一人暮らしがしたい ・会社で働きたい など
- これまでの生活のご様子や、現在の状況をお聞きます ●
 - ・生活状況 ・子どもの頃のこと ・学生時代のこと
 - ・家族のこと ・仕事のこと ・病気のこと ・生活リズム
 - ・体力 ・家事の経験 ・お金のこと ・今までの経験
 - ・性格のこと ・得意なこと ・苦手なこと ・人間関係 など
- 困っていること、心配なことをお聞きます ●
 - ・何をどうしたら良いのか分からない ・自信が無い
 - ・家事が苦手で、一緒に家事をして教えて欲しい
 - ・一人暮らしをしたい、どこかで一人暮らしの練習をしたい
 - ・仕事がしたいけど、昼夜逆転している
 - ・会話が苦手で、コミュニケーションの練習をして人との付き合いをスムーズにしたい など



- 希望や目標をかなえるために、話し合いを重ねます ●
 - ・どんな福祉サービスを使うか？ ・どう活用するか？
 - ・困りごとや心配ごとへの対応方法 など
- サービス利用に際して、事業所の見学や体験をします ●
 - ・自分に合うか ・安心出来る場所か など



話し合いの上、決めていきましょう

体験者の方から一言

～ 実際に利用したサービスで良かったこと ～

Aさん：ヘルパーのサポートを受けて大変助かっています。一緒に家事をしながら話も出来ます。全部やってもらうのは違うな、と感じるし、一緒にやってもらう方が自立になり自分の為になります。家事が出来るようになったことは、嬉しいし誇らしいです。

Bさん：復職を目指す目的で利用しはじめ、医師とも連携しながら、
デイケア⇒作業所⇒就職活動⇒復職、またその後のケアも相談出来ました。作業所時代においては、様々な利用者さんと知り合うことで自分と同じ立場にある人を知り、お互い励まし合うこともできました。

Cさん：就労継続支援 B 型とヘルパーの利用で生活リズムが安定し、家事のやり方や仕事をするためのマナーや作業を教えてもらい職員のサポートのおかげで、一人で生活できる自信が付きました。

Dさん：就労継続支援 B 型事業所でシフォンケーキを作る仕事をしました。家族以外の人と顔を合わせることで生活に張りあいが出て、家で時間をもてあます事も無くなりました。

体験者の方から一言

～ 今後の生活の希望 ～



Aさん：これから先、こころの浮き沈みや精神のバランスを崩すことはあるかと思いますが、ありのままを受け入れていきたいと思います。
身の丈に合った無理をしない生活で、出来れば充実した時を過ごしていきたいです。

6. 市内障害福祉サービス等事業所一覧

P.57～P.66 の一覧表は、許可を頂いた市内事業所のみ掲載しております。

市外の事業所をお探しの場合は、



で検索してください。

≪指定特定相談支援事業所≫

精神障害のある方の相談支援及びサービス等利用計画の作成を行っている事業所です。

事業所名	問い合わせ	FAX
地域生活支援センター ゆうき	042-591-6321	042-599-7203
地域相談室ぼらりす	042-848-2791	042-843-4206
相談支援事業所エレナ (ERENA)	042-843-4132	042-843-4132
ルヴァン	042-843-3930	042-581-7947
相談室 さくらそう	042-506-5780	042-506-5781
特定相談支援事業所 アプア	042-594-9391	042-594-9391
*日野市発達・教育支援 センターエール	042-589-8877	042-514-8740
*相談支援事業 風に花	042-593-1212	042-506-9136

*精神のなかでも児童のみ対象

《共同生活援助》

精神障害のある方が利用できるグループホームです。

日野市内にあるグループホームは、すべて滞在型です。

事業所名	電話番号	FAX
スマイルホーム	042-514-9631	042-514-9632
真樹園	042-843-4272	042-843-4273
あそしえ日野Ⅱ あそしえ日野Ⅲ	042-592-2607	042-631-3272
竹の子の家	042-808-7550	042-808-7550
みかんの樹	042-594-9018	042-594-9019
ユークレース	042-514-9245	042-514-9246
えーる びっぐままⅠ&Ⅱ	042-506-2026	042-506-2026
LCUBE 日野神明	042-497-5721	042-497-5723
ヴィレッヂたんぽぽ	070-7424-5630	042-587-4869
はぐみホーム日野	080-7189-5626	03-4586-9997
はぐみホーム日野北	080-4610-5626	03-4586-9997
はるか・ときわ	042-591-7677	無
ハウス・ウィン日野	042-506-9395	042-506-9396
rasisa	050-5360-7687	050-5360-7687
Bow-Wow 豊田 home	070-3361-8761	無

グループホームについての説明は、50 ページにあります。

《居宅介護事業所》

精神障害のある方へヘルパーによる家事援助等を行っている事業所です。

事業所名	電話	FAX
なごみ在宅介護 サービス日野	042-589-2660	042-589-2662
まごころケア優風	042-514-9245	042-514-9246
介護福祉サービス 柏木	042-514-9430	042-514-9431
ヘルパーステーション みずぐるま	042-581-7947	042-581-7203
サポート日野	042-592-9233	042-592-9233
ういず	042-599-7299	042-599-7203



《移動支援》

精神障害のある方へヘルパーによる外出等の同行を行っている事業所です。

事業所名	電話	FAX
まごころケア優風	042-514-9245	042-514-9246
ヘルパーステーション みずぐるま	042-581-7947	042-581-7947
ういず	042-599-7299	042-599-7203

事業所には、現在、新規の方をお受けしていない場合もあります。
まず、相談支援専門員と相談をしてください。

《日中活動の場：就労継続支援 B 型》

[こみっと&アルテ]



住所：日野市日野本町 3-13-17MⅡビル 3 階

最寄り駅：中央線 日野駅 徒歩 2 分

電話：042-843-4205

FAX：042-843-4206

<作業内容>

モノづくり

メッセージ

ものづくりから好きな作業が選べ、
週 1 回短時間から利用が出来ます。

[メダカフェ]



住所：日野市日野本町 4-6-20 ホテルブーゲンビリア日野 1F

最寄り駅：JR 中央線 日野駅 徒歩 2 分

電話：042-589-3633

FAX：042-589-3633



<作業内容>

新商品開発、水槽作成・管理、調理、接客

メッセージ

めだかの第一人者が手掛けるカフェです。
仕事を創造することをテーマに、興味や希望を踏まえ、
作業から販売まで体験できます。

[やまぼうし平山台]



住所：日野市平山 2-1-1
最寄り駅：京王線 平山城址公園 徒歩 19 分もしくは
京王バス：堀之内行「平山城址公園入口」徒歩 4 分
電話：042-506-9020
FAX：042-506-9333

<作業内容>

弁当、パン、コーヒーなどの製造販売、手工芸

メッセージ

平山台健康・市民支援センター内にて、多世代コミュニティの場として、ベーカリーカフェを運営しています。

[たんぽぽたかはたセンター]



住所：日野市高幡 864-15
最寄り駅：京王線 高幡不動駅 徒歩 10 分
電話：042-599-7299
FAX：042-599-7203

<作業内容>

お弁当づくり、軽作業（DM 発送作業など）

メッセージ

お弁当づくり等の作業プログラムを通して一緒に課題を整理し、日中活動や就職に向けてサポートいたします！

[たんぽぽひのセンター]



住所：日野市栄町 2-17-1
都営日野栄町アパート 2号棟 1階
最寄り駅：中央線 日野駅 徒歩 10分
電話：042-581-3072
FAX：042-511-3294

<作業内容>

ダイレクトメール作成、マンション清掃など

メッセージ

マイペースに、ステップアップできるよう、利用時間や作業の進め方等について、個別にご相談しながらご利用いただけます。

[くつろぎ]



住所：日野市日野本町 2-5-33
最寄り駅：中央線 日野駅徒歩 10分
もしくは生活保健センターバス停徒歩 4分
電話：042-587-4868
FAX：042-587-4869

<作業内容>

ダイレクトメール作成、アメリカンタワシ製造

メッセージ

安心して過ごせる場の提供を心がけています。様々なこころの準備期間を必要とされる方の社会参加の入り口としての施設です。

【ハートリボン】

住所：日野市東豊田 1-17-1
最寄り駅：京王線 高幡不動駅
京王バス 第一住宅バス停 徒歩 1 分

電話：042-843-4708

FAX：042-843-4708

<作業内容>

リサイクルショップ運営に伴う作業

メッセージ

落ち着いた雰囲気の作業所です。皆さんが継続的に通えるように
支援しています。よろしくお願いします。

*ハートリボンは 2023 年夏に府中市へ移転します。



《働く準備の場：就労移行支援事業》

[れんげ]



住所：日野市日野本町 6-1-3
日野市日野市民の森ふれあいホール内
最寄り駅：中央線 日野駅 徒歩 14 分
電話：042-581-7948
FAX：042-581-7949

<作業内容>

カフェ作業（接客・調理補助・清掃）、軽作業

メッセージ

実際のカフェで接客、ドリンク作成、調理補助、清掃等が体験できます。また、人前に出るのが苦手な方向けの軽作業もあります。

[こみっと&アルテ]



住所：日野市日野本町 3-13-17M II ビル 3F
最寄り駅：中央線 日野駅 徒歩 2 分
電話：042-843-4205
FAX：042-843-4206

<作業内容>

就労準備講座、就活サポート

メッセージ

個々にあったペースで通所出来、様々な講座や経験豊かな支援員による就活サポートが受けられます。

7. 市内精神科医療機関・訪問看護ステーションの事業所一覧

≪精神科・心療内科 医療機関≫

名 前	住 所／電話番号	診療科	自立支援医療
七生病院	西平山 1-24-1	精神科	○
	042-584-0623	心療内科	
七生病院 訪問診療	西平山 1-24-1	精神科	○
	042-584-0623	心療内科	
アスカ クリニック	高幡 1001-8 久野第2ビル2階	心療内科 精神科	○
	042-594-6381	神経内科	
南平山の上 クリニック	南平 8-4-26	内科、外科 消化器内科	○
	042-599-7877	心療内科	
朝がお クリニック	多摩平 2-5-1 クレヴィア豊田多摩平の森 RESIDENCE111号室	心療内科 精神科 睡眠障害 専門外来	○
	042-506-9304		
多摩平の森の 病院	多摩平 3-1-17	老年精神科 老年内科	○
	042-843-1777	認知症外来	
日野市立病院	多摩平 4-3-1	精神 神経科	○
	042-581-2677		
日野オリーブ坂 診療所	大坂上 1-30-19 シルバーアロービル 3F	心療内科 精神科	○
	042-583-2244		
こころ クリニック	大坂上 1-32-4 根本ビル 2階	心療内科 精神科	○
	042-848-9745		

《精神科訪問看護に対応する訪問看護ステーション》

名前	電話番号 FAX 番号	自立支援医療
訪問看護ステーション元（げん）	042-506-7177 042-506-7178	○
プライマリー 訪問看護ステーション日野	042-843-1839 042-843-1844	○
七生病院 訪問看護	042-584-0623 042-584-0922	○
訪問看護ステーションあーる	042-404-2888 042-843-1915	○
日野市医師会 訪問看護ステーション	042-587-8722 042-587-9755	○
日野市医師会 訪問看護ステーションたかはた	042-591-1580 042-591-3055	○
国際看護ステーション	042-585-9708 042-585-9705	○
訪問看護ステーション レインボーリーフ	042-594-9552 042-594-9547	○
やさしい手 訪問看護かえりえ日野南平	050-1748-6327 042-510-0990	○
訪問看護ステーション もみの木	042-594-9907 042-594-9936	○
CONCIERGE（コンシェルジュ） 訪問看護ステーション	042-506-5670 042-506-5671	○
LCUBE（エルキューブ）	042-497-5721 042-497-5723	○

*訪問看護の利用については、17 ページをご参照ください。

おわりに

体験者からのひと言
～編集委員に参加してみて～

たくさんの方がこの冊子を手にとって下さることを、願っています。
そして支援に繋がることを望んでいます。



この冊子を手にする皆様へ

編集にあたり、積極的にご提言下さった精神障害等の当事者の皆様のご協力がありましたことをここにお知らせ致します。初版の時から引き継がれる、当事者の編集担当の方の熱いお気持ちが、この冊子の編集の要だと思っています。

関係者一同、皆様の将来の夢や希望を叶えるために、いつも一緒に歩いていきたいと考えていますので、お気軽にご相談いただきますよう、心よりお待ちしております。

また、関係機関の皆様方には、編集へのご協力をいただき、本当に感謝を申し上げます。ありがとうございました。



こころの健康ガイドブック

～ひとりで悩まないで・・・～

発行：平成 14 年 3 月 初版発行
平成 17 年 4 月 第 1 回改訂版発行
平成 20 年 4 月 第 2 回改訂版発行
平成 26 年 3 月 第 3 回改訂版発行
令和 5 年 3 月 第 4 回改訂版発行

編集：こころの健康ガイドブック編集委員会
編集委員（協力関係機関名）

- ◆日野市健康福祉部 障害福祉課・生活福祉課・セーフティネットコールセンター
- ◆日野市社会福祉協議会 ◆（社）おおぞら ◆（NPO）やまぼうし
- ◆日野いずみ会 ◆（社）創隣会 ◆七生病院
- ◆東京都南多摩保健所 ◆東京都多摩総合精神保健福祉センター
- ◆地域生活支援センターゆうき

こころの健康ガイドブック編集委員会事務局

地域生活支援センターゆうき

〒191-0031 東京都日野市高幡 8 6 4-1 5

電話 042-591-6321

